

フラワータウンパーキング利用規約

駐車場名称	フラワータウンパーキング（以下「駐車場」という。）
駐車場所所在地	兵庫県三田市弥生が丘1丁目2番地1
駐車場管理者	株式会社北摂コミュニティ開発センター （以下「COMS」という。）
COMS 窓口時間	平日 9:30 から 18:00 まで ※12:15 から 13:00 は受付時間外
定期券購入窓口	駐車場3階 定期券販売機
定期券販売機所在地	駐車場3階 エレベーターホール
定期券販売機 受付時間	年中無休 24 時間
定期券自動更新可能期間	定期券利用可能日の最終日の10日前から14日後以内

定期券利用料金及び利用可能時間				
	1 か月	3 か月	6 か月	利用可能時間
全日昼夜	15,400 円	45,100 円	89,100 円	曜日、時間を問わず 24 時間利用可能
全日昼間	12,100 円	35,200 円	/	曜日を問わず 6:00 から 24:00 まで利用可能
全日夜間	8,250 円	23,650 円		曜日を問わず 17:00 から翌日の 10:00 まで利用可能
平日昼間	7,150 円	20,350 円		月曜日から金曜日までの 6:00 から 24:00 まで利用可能 ※祝祭日は利用不可

※金額は全て税込

第1条（総則）

頭書の定期券利用料金及び利用可能時間に記載する内容の定期券購入者（以下「定期利用者」という。）は、フラワータウンパーキング利用規約（以下「本利用規約」という。）を遵守し駐車場を利用するものとする。

第2条（利用可能車輛）

駐車場利用可能車輛は「道路運送車両法施工規則（昭和26年運輸省例題74号）別表第1」に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、積載物を含め、全長5.0m、前幅2.0m、車高2.1m以下（ルーフキャリア等の付属品を取り付けた場合においてもこの範囲以内とする。）の自動車に限る。

- 2 駐車場利用可能車輛は、道路交通法を遵守した自動車に限るものとし、無車検、整備不良、違法改造等の道路交通法を違反する自動車は駐車することができない。

第3条（禁止行為）

駐車場の利用において、以下の項目を禁止する。

- (1) 駐車以外の目的に使用すること
- (2) 車輛の改修、改造、洗車を行うこと
- (3) 車輛に燃料を補給すること
- (4) 車輛をシートカバーで覆うなど、車内を見通せない状態で駐車すること
- (5) 可燃性物質、発火性物質、爆発性物質等の危険物及び悪臭性物質を持込むこと
- (6) 喫煙を含む火気を使用すること
- (7) 集団示威行動又は物品の販売、配布、宣伝、演説、演芸を目的とした駐車をする
こと
- (8) 危険運転及び飲酒運転をすること
- (9) 自動車を解錠したまま駐車すること
- (10) 車内に貴重品を放置したまま駐車すること
- (11) 駐車場内及び近隣にごみを捨てること
- (12) タイヤチェーン・スパイクタイヤを装着したまま入庫すること

第4条（定期利用）

定期利用者は、駐車場の6階の契約車輛区画以外に駐車するものとする。但し、COMSが発行する保管場所使用承諾証明書（以下「車庫証明」という。）受給者については第6条第2項の規定に基づき駐車するものとする。

- 2 定期券の利用区分及び利用可能時間は、頭書の定期券利用料金及び利用可能時間に準ずるものとする。
- 3 定期利用者は、前項の利用可能時間外、若しくは利用可能期間を超えて当駐車場を利用した場合は、駐車場を退場する時間までの駐車場時間貸料金を支払うものとする。
- 4 車庫証明受給者は申込の際に登録した利用者の名称、住所、連絡先に変更があった際は速やかにCOMSに連絡するものとする。
- 5 車庫証明受給者は、乗り換え及び代車等による自動車の変更、若しくは車輛ナンバーの変更があった際は、速やかにCOMSに連絡するものとする。

第5条（定期券更新）

定期利用者は頭書の定期券自動更新機所在地に設置された、定期券自動更新機にて定期券の更新を行うものとする。

- 2 定期券の更新は、頭書の定期券自動更新可能期間であれば自動更新機にて更新可能とする。
- 3 前項の定期券自動更新可能期間を超えて定期券を更新することはできず、改めて定期券を購入しなければならないものとする。

第6条（車庫証明）

車庫証明の発行を受けようとする者は、全日昼夜6か月の定期券を購入し、6か月経過後は、利用者が定期券自動更新機にて更新するものとする。

- 2 車庫証明受給者はCOMSが指定する6階の区画に駐車するものとし、それ以外の駐車区画は利用できない。
- 3 車庫証明受給者が車庫証明に記載する使用開始日から起算して6か月以内の解約に対する返金はできないものとする。但し、6か月経過以降の定期券の解約は第7条の規定に従うものとする。

第7条（定期の解約）

定期利用者が定期の解約を行う場合は、速やかにCOMSに連絡するものとする。

- 2 解約時において、定期券利用可能期間が1か月以上の場合は、COMSへの定期券返還をもって解約とし、COMSの規定に基づく定期券利用可能残期間相当額と、解約手数料を相殺した額を利用者に銀行振込にて返金するものとする。
- 3 前項の定期券利用可能期間が1か月に満たない場合の解約は、定期解約時の返金は行わない。

第8条（反社会的勢力の排除）

定期利用者が次の項目の一に該当する場合、若しくは該当する疑いがある場合は、COMSは直ちに定期を解除するものとし、その定期利用者はCOMSの指定する日までに駐車場を退場しなければならない。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、他人に脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行うこと。
- 2 前項の事由により定期を解約した場合は、第7条第2項の規定による定期利用者への返金は行わないものとする。

第9条（免責）

定期利用者が駐車場の利用により被った損害（盗難等の損害のほか、鳥獣・昆虫等による糞害や天災地変等の不可抗力による損害を含む。）については、COMSは一切その責を負わないものとする。

第10条（協力義務）

定期利用者は、COMSが駐車場の管理上必要と認めた次の各号に掲げる事項を行うときは、COMSの指示に従って、車両等の移動、駐車場の使用の一時中止、調査に対する回答等、これに必要な協力をしなければならない。

- (1) 駐車位置の変更
- (2) 駐車場の修繕又は改良
- (3) 契約資格に係る調査

第11条（定期利用者の損害賠償義務）

定期利用者及び定期利用者の自動車を運転する第三者が、故意又は過失によりCOMS又は第三者に損害を与えたときは、その定期利用者は相手方に対し損害を賠償しなければならない。

第12条（不正による解約）

定期利用者が本利用規約の一に違反する場合は、COMSは直ちに定期を解除するものとし、その利用者はCOMSの指定する日までに駐車場を退場しなければならない。

- 2 前項の事由により定期を解約した場合は、第7条第2項の規定による定期利用者への返金を行わないものとする。

第13条（個人情報の利用目的）

COMSは、駐車場利用者の個人情報を以下の目的のために利用するものとし、以下の目的以外で定期券利用者の個人情報を利用する場合は、事前に利用目的を通知し、同意を得なければならないものとする。

- (1) 駐車場管理のため、警備委託先への定期券利用者の個人情報の提供
- (2) その他本駐車場の修繕、改修等による車両の移動、利用の制限の必要と判断される
とき

第14条（個人情報の開示請求、利用の停止、削除）

駐車場利用者が、本人の個人情報に関し、その開示、訂正、利用の停止、又は削除を希望する場合には、COMSで本人確認を行ったのち、開示・訂正・利用の停止又は削除を行うものとする。

第15条（管轄裁判所）

駐車場に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本利用規約に定めのない事項又は規約の内容に疑義が生じたときは、駐車場利用者とCOMSが協議の上、誠意をもって解決するものとする。